

指定管理者募集に係る質問事項及び回答

	要項等のページ	質問表題	質問要旨	回答要旨
1	「募集要項」 p.13	5 申請書等の提出 (2)提出方法	事業計画書等の概要（様式第8号）を電子メールにより提出する際、ファイルサイズが大きく添付できない場合は、弊社からURLをご案内し、ダウンロードしていただく方法でもよろしいでしょうか。	ファイルサイズが大きく電子メールに添付が難しい場合は、申請団体から案内されたURLから教育委員会がデータをダウンロードする方法でも構いません。
2	資料7 「指定管理者の業務に関する仕様書」p.15	ウ 出版・刊行業務・常設展・企画展に関する図録、パンフレット等の作成し、頒布すること。	「常設展」の表記が新たに加わりましたが、これは現在、配布している、三つ折りパンフレット（無料配布）とは異なるものを作成・頒布する、新たな義務と理解すればよろしいでしょうか。	現在、郷土文学館の常設展については図録がなく、利用者の要望に応えることができないことがあります。利用者サービス向上のため、パンフレットとは別に、常設展に関する図録を必要に応じて指定管理料を用いて作成できるとするものです。 ただし、「常設展」についてはあくまで「必要に応じて」であり、必須とするものではありません。
3	資料7 「指定管理者の業務に関する仕様書」 p.18～p.20	(7)設置目的を発揮するための事業に関する業務（指定事業、自主事業） ①指定事業 ア～ウ	指定事業の表に「期間」が記載されていますが、目安として記載されているもので、状況に応じて変更してもよいと考えてよろしいでしょうか。	原則、表に記載の期間に実施するものとしますが、毎年度事前に提出する事業計画で教育委員会の承認を得れば（或いは、変更が必要になった場合に事前に教育委員会に協議して）、指定管理者の意向を反映することも可能です。 なお、図書館の資料展示業務（p.12）及び郷土文学館の文学講座（p.20）については、令和8年度までの基準書にあった開催時期・回数の指示がなくなりました。

4	資料 7 「指定管理者の業務に関する仕様書」 p.20	エ 郷土文学館 (カ)郷土出身作家を題材とした商品の開発・販売を実施するなど、郷土文学館を身近な存在として、親しみを持ち、利用してもらうために工夫すること。	前述の（ア）～（オ）と同様に「①指定事業」と理解する必要があるでしょうか、或いは「②自主事業」と理解する必要があるでしょうか。指定事業の場合、収入は教育委員会の収入として取扱うものとされていることから、この工夫により得た収入も同様であると理解するべきかなど含め、本項目について改めご整理、ご教示をお願いします。	「郷土文学館を身近な存在として、親しみを持ち、利用してもらうために工夫すること。」を事業内容として指定するものです。 その一例として「郷土出身作家を題材とした商品の開発・販売等」を挙げておりますが、このような事業を実施する場合は、別途、自主事業として展開していただきます。（経費負担・収入は指定管理者に属します。）
---	---	---	--	---